

国空事第296号
国空安企第78号
平成29年6月27日

バニラ・エア 株式会社
代表取締役社長 五島 勝也 殿

国土交通省航空局長
佐藤 善信

旅客の適確な誘導について（勧告）

平成29年6月18日のJW304便（香港発－成田着）における国際線旅客について、成田空港到着後、国内線到着口に誤って誘導し、10名の旅客が入国に必要な手続きを経ずに本邦内に入国するという事案を生じさせたことから、同月19日に貴社に対して嚴重注意を行ったところである。

貴社においては、昨年4月にも同様の事案を生じさせており、その際講じることと報告した再発防止策の履行状況及び今般の事案の原因等について確認したところ、下記1. のとおり国際線旅客が適確に誘導されず、国内の保安の確保が阻害されるおそれがあったと認められた。

ついては、下記2. に掲げる措置を速やかに講じられたい。

講じた措置については、平成29年7月31日までに報告されたい。

記

1. 旅客を適確に誘導しなかった事実について

(1) 再発防止策の不徹底について

昨年4月に報告された再発防止策のうち、配置されたバスと貴社の「到着バス担当」との対面での相互確認について、1台目のバスとしか行われておらず、配置されたすべてのバスと対面での相互確認が行われていなかった。

このことから、貴社の再発防止策が不徹底であったことが認められる。

(2) 国際線旅客の誘導體制の不備について

国際線旅客を駐機場から国際線到着口まで誘導するにあたって、貴社職員は、駐機場に向かう前に配置されたバスの運転手と対面して、内際の別等を相互に確認することしかしておらず、その後の旅客の誘導については、バス運行会社に委ねていることが判明した。そのため、バスの運行等の異変について、貴社が直ちに認識し、問題の発生を未然に防ぐ仕組みもない状況であ

る。このことから、貴社の国際線旅客の誘導體制は適切に機能していないことが認められる。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、旅客等の輸送全体を管理する責任を有しており、責任有る事業経営に努めなければならない。

この認識のもと、以下の措置を講じること。

(1) 再発防止策の実施体制の整備及びその履行

貴社より、平成29年6月23日付けで報告のあった再発防止策について、それが確実に実施できる体制を整備し、早急に履行すること。その際、貴社の責任において、貴社及びバス運行会社の担当者のほか、成田国際空港株式会社が配置する警備員が、決められた手順を確実に理解し、遵守するよう徹底すること。また、再発防止策の履行状況を定期的に確認する体制を構築すること。

(2) 輸送の責任主体としての意識の再徹底

全社員に対して、旅客の適切な導線管理を含めた輸送の責任主体としての意識を再徹底するため、必要な教育を行うこと。また、旅客誘導に係る業務における委託先の管理について、委託者として組織的に対応すること。